

令和2年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程第1号

令和2年11月30日（月曜日）午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 議員提出議案の撤回について

第4. 提出議案の説明

報告第18号 1件

議案第169号から議案第195号まで 27件

第5. 先決を要する提出議案に対する質疑

第6. 先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第7. 委員長審査報告

第8. 報告第18号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告

第9. 議案第169号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第170号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第171号 由利本荘市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第187号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第18号）

第13. 議案第193号 令和2年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第3号）

第14. 議員提出議案の説明並びに質疑

議員発案第6号 1件

第15. 議員発案第6号 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（24人）

1番	阿部十全	2番	岡見善人	3番	正木修一
4番	伊藤岩夫	5番	今野英元	6番	佐々木隆一
8番	佐々木茂	10番	高野吉孝	11番	佐藤義之
12番	小松浩一	13番	伊藤順男	14番	長沼久利
15番	吉田朋子	16番	佐藤健司	17番	佐々木慶治
18番	渡部功	19番	大関嘉一	20番	佐藤勇

21番 湊 貴 信 22番 伊 藤 文 治 23番 高 橋 和 子
24番 高 橋 信 雄 25番 渡 部 聖 一 26番 三 浦 秀 雄

欠席議員（1人）

9番 三 浦 晃

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	阿 部 太津夫
副 市 長	九 嶋 敏 明	教 育 長	秋 山 正 毅
企 業 管 理 者	藤 原 秀 一	総 務 部 長	小 川 裕 之
企 画 調 整 部 長	三 森 隆	市 民 生 活 部 長	茂 木 鉄 也
健 康 福 祉 部 長	池 田 克 子	農 林 水 産 部 長	保 科 政 幸
商 工 観 光 部 長	畑 中 功	建 設 部 長	須 藤 浩 和
ま る ごと 営 業 部 長	今 野 政 幸	教 育 次 長	武 田 公 明
消 防 長	佐 藤 剛		

議会事務局職員出席者

局 長	佐々木 弘 喜	次 長	阿 部 徹
書 記	高 橋 清 樹	書 記	古 戸 利 幸
書 記	松 山 直 也	書 記	成 田 透

午前10時00分 開 会

○議長（三浦秀雄君） おはようございます。

ただいまより、令和2年11月20日告示招集されました令和2年第4回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

9番三浦晃君より欠席の届出があります。

本日の出席議員は24名であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事に入ります前に、一言お祝い申し上げます。

去る11月6日、秋田県庁で举行されました令和2年秋田県地方自治功労者表彰式におきまして、伊藤順男君が平成9年に旧大内町議会議員当選以来、23年余りの長きにわたり、地方自治の発展に対する功績が認められ、表彰状が授与されておられます。誠にありがとうございます。（拍手）今後ますますの御活躍を御祈念いたします。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告は、お手元に配付しておりますので、御参照願います。

さて、今議会に、ただいままで提出されました案件は、報告第18号並びに議案第169号から議案第195号までの27件、議員発案第6号、請願第3号及び陳情第7号から陳情第9号まで、陳情第11号の4件の計34件であります。

また、会期中、議案の追加提出が予定されております。

なお、今定例会より、議会改革の一環として、議会のペーパーレス化を促進するために、タブレットが導入されました。お手元の資料と併用の審査になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦秀雄君） これより、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、24番高橋信雄君、25番渡部聖一君を指名いたします。

○議長（三浦秀雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から12月18日までの19日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月18日までの19日間と決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第3、議員提出議案の撤回についてを議題といたします。
継続審査中の議員発案第4号由利本荘市風力発電施設に係る影響調査に関する条例の制定について、5番今野英元君に議案の撤回理由の説明を求めます。5番今野英元君。

【5番（今野英元君）登壇】

○5番（今野英元君） 議員発案第4号由利本荘市風力発電施設に係る影響調査に関する条例の制定については、条例案の内容について精査したいため、会議規則第19条第2項の規定により撤回いたします。

この条例案は、令和2年8月27日提出しましたが、9月4日の本会議では、渡部功議員から5項目にわたり、環境影響評価法との関係性、整合性、そしてこの法に対する位置づけについての質疑を受けました。

質問の内容も非常に濃くて、特に条例案の条文だけでは、理解が十分にできない点があるとの指摘は、大変重いものでありました。

また、9月9日の教育民生常任委員会での審査内容につきましても、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境及び自然環境を維持しなければならないという観点から、委員からの活発な発言がありました。

特に、条文の不備な点や検討の余地がある箇所についての修正の方法や、同じく本条例案を修正して、よりよい議員発案として再提案もあるのではないかという意見、また、当局がガイドラインを作成中なので、ガイドラインの内容を検討する中で、条例案も協議しなければならないのではないかという意見も出されました。

また、議員発案であれば、会派代表者会議や風力発電に係る幹事会との協議などを行う手続も必要ではないかという意見が出され、今後の参考となるものでした。

今回、本条例案は撤回ということになります。9月議会の教育民生常任委員会での審査を通して、市民の健康な生活や、自然環境を維持する条例が必要だとの認識が深まり、そのために議員一人一人が、議会が何をしなければならないのか、そして、当局とどのように連携を強めるのかが明らかになりました。

どうか、次の議員発案に向け、議場の皆様、そして市民の皆様、議員一人一人の皆様の興起を促したいと思います。

最後に、教育民生常任委員会の小松浩一委員長、佐々木茂副委員長、この議員発案第4号の審査、御苦労さまでした。特に、小松委員長は、論客がそろっている教育民生常任委員会の各委員を脱線させることなく、討論をまとめた手腕を高く評価したいと思います。

また、私、今野英元の未熟で不慣れな条例案の校正、指導に当たっていただいた議会事務局の皆様、心からの感謝を申し上げ、私の撤回の言葉といたします。どうもありがとうございました。

○議長（三浦秀雄君） 以上で、議員提出議案の撤回についての説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております継続審査中の議員発案第4号の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の議員発案第4号の撤回については、これを承認することに決しました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第4、提出議案の説明を行います。

この際、報告第18号及び議案第169号から議案第195号までの27件の計28件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

今市議会定例会におきましては、条例改正案並びに各会計補正予算を中心に議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、高度無線環境整備推進事業についてであります。

9月定例会において報告させていただきました光ファイバ整備事業ですが、10月20日にNTT東日本と事業協力に係る協定を締結いたしました。

今後、1月下旬以降にNTT東日本が工事着手し、令和4年4月からのサービス提供開始を目指しております。

次に、洋上風力発電についてであります。

再エネ海域利用法に基づく促進区域となっております。由利本荘市沖北側・南側について、去る11月27日に経済産業省及び国土交通省から、公募占用指針を定め、これを公示し、公募を開始することが発表されました。

公募期間は、令和3年5月27日までの6か月間となりますが、法定協議会における取りまとめ意見が反映された指針となっており、引き続き漁業振興を含む持続的な地域活性化につながるよう、関係者と協議を進めながら、地球温暖化対策に取り組んでまいり

ます。

次に、本年の稲作についてであります。

今年の水稲の作柄につきましては、作況指数が全国で99の平年並み、秋田県全体では105、本市を含む県中央は104のやや良と見込まれております。

また、秋田しんせい農協によると、本市の11月20日現在の米の出荷状況は、契約数量比98.6%、一等米比率92.6%となっております。

以上で、報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第4回市議会定例会に提出いたします案件は、専決処分報告1件、条例関係13件、補正予算9件、その他5件の計28件であります。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第18号一般会計補正予算（専決第6号）であります。衛生費では、9月21日に赤はげ町内で発生した火災により、全焼した家屋の解体撤去費及び本荘清掃センター不燃ごみ破砕機修繕費を追加、教育費では、TDK硬式野球部に対する第91回都市対抗野球大会出場激励金を追加、この財源といたしましては、地方交付税で対応し、775万4,000円を追加、補正後の予算総額を578億4,702万7,000円とし、10月16日付で専決処分したものであります。

なお、この後に御説明いたします議案第187号一般会計補正予算（第18号）について、本日の議決をお願いすることから、本案件につきましても、本日の承認をお願いするものであります。

次に、条例関係についてであります。

議案第169号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第170号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案の2件につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の期末手当の支給割合及び特別職の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第171号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは会計年度任用職員の給与改定の時期を規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、これら3件につきましては、期末手当の基準日が12月1日となっていることから、本日の議決をお願いするものであります。

議案第172号税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案であります。これは地方税法の改正に伴い、個人市民税の寄附金控除に係る入場料等払戻請求権の対象を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第173号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。これは地方税法の改正に伴い、個人所得課税の見直しにより、軽減判定所得基準を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第174号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは関係省令の一部改正に伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

す。

議案第175号本荘福祉センター条例の一部を改正する条例案であります。これは本荘福祉センターの一部を地域包括支援センターの事務室として使用することに伴い、貸室の規定を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第176号保健センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、矢島、由利、大内、西目及び鳥海の各保健センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第177号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、田代集落センター、小羽広生活改善センター及び朴沢集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、用途廃止後は、町内会へ譲渡の予定であります。

議案第178号火災予防条例の一部を改正する条例案であります。これは対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第179号市立学校設置条例の一部を改正する条例案であります。これは令和3年4月、小友小学校と石沢小学校が統合するに当たり、石沢小学校を閉校するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第180号都市公園条例の一部を改正する条例案であります。これは西目カントリーパークサッカー場の整備に伴い、使用料の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第181号農業担い手センター条例を廃止する条例案であります。これは屋敷集落担い手センターの用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

なお、用途廃止後は、町内会へ譲渡の予定であります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第182号市道路線の認定についてであります。これは開発行為に伴い、新たに設置された田尻野33号線と、本荘工業団地内の市道整備に伴い、新たに設置された本荘工業団地5号線の2路線を認定しようとするものであります。

議案第183号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは本年度末で指定管理期間が満了となる簡易宿泊施設のコテージの管理について、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間、指定管理者選定委員会の審議を経て、株式会社鳥海高原ユースパークを指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第184号及び第186号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。これは、屋敷集落担い手センター、田代集落センター、小羽広生活改善センター及び朴沢集会施設について、町内会に譲渡するため、指定管理期間の終期を現行の令和8年3月31日から令和3年3月31日に変更することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第185号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。これは市が出資する第三セクターが指定管理者となっている鳥海そば等加工提供施設をはじ

めとする5つの施設について、指定管理期間を1年延長し、終期を現行の令和3年3月31日から令和4年3月31日に変更することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第187号一般会計補正予算（第18号）であります。総務費では、乗り逢い交通事業費補助金を追加、民生費では、地域包括支援センターの鶴舞会館移転に伴う改修費等を追加、衛生費では、高齢者等へのPCR検査助成費を追加、また、債務負担行為において、鳥海山観光シャトルバス運行管理委託及び新山小学校エアコン機器賃貸借事業費を追加するものであります。

これらの財源といたしましては、県支出金及び諸収入を増額するとともに、一般財源分を地方交付税で対応し、594万2,000円を追加、補正後の予算総額を578億5,296万9,000円にしようとするものであります。

議案第193号下水道事業会計補正予算（第3号）については、松ヶ崎第1クリーンセンター機器修繕の経費に係る債務負担行為を設定するものであります。

これら2件の補正予算につきましては、早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

議案第188号一般会計補正予算（第19号）であります。新型コロナウイルス感染症対策以外の主な内容といたしましては、総務費では、ふるさとさくら基金積立金などを追加、民生費では、障がい者総合支援費や児童福祉振興費、保育所入所措置事業費などを追加、農林水産業費では、農業夢プラン事業費補助金や元気な中山間農業応援事業費補助金などを減額、土木費では、都市計画基礎調査費などを追加、教育費では、モバイルWi-Fiルーター購入事業費や教師用中学校教科書等購入事業費、木のおもちゃ美術館関連経費などを追加、災害復旧費では、本荘一般廃棄物最終処分場のり面復旧費などを追加いたします。

また、債務負担行為の主な内容についてであります。総務費では、トップリーグ公式戦開催地負担金を追加、商工費では、東北デスティネーションキャンペーン関連事業費や鳥海荘・省エネルギーサービス業務委託料を追加、土木費では、市道百宅線付替道路事業費を追加するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の主な内容といたしましては、民生費では、包括的支援事業費や子育て世帯への臨時特別給付金を追加、商工費では、サテライトオフィス誘致促進事業費補助金を追加するほか、債務負担行為では、サテライトオフィス家賃補助金を追加するものであります。

これらの財源といたしましては、市税や国・県支出金及び市債などを増額するとともに、一般財源分を地方交付税で対応し、2億9,115万7,000円を追加、補正後の予算総額を581億4,412万6,000円にしようとするものであります。

そのほか、議案第189号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をはじめとする3特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及びガス事業会計の補正予算を提案するものであります。

以上が第4回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三浦秀雄君） これにて、提出議案の説明を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 日程第5、これより、先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、報告第18号並びに議案第169号から議案第171号まで、議案第187号及び議案第193号の5件の計6件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休 憩

.....

午前10時30分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、報告第18号並びに議案第169号から議案第171号まで、議案第187号及び議案第193号の5件の計6件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○議長（三浦秀雄君） 日程第6、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第7、これより、報告第18号並びに議案第169号から議案第171号まで、議案第187号及び議案第193号の5件の計6件を一括上程し、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長（佐々木慶治君）登壇】

○総務常任委員長（佐々木慶治君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として、当常任委員会に審査付託になりましたのは、専決処分報告1件、条例改正3件、補正予算1件の計5件であります。

初めに、報告第18号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款地方交付税であります。

これは、歳出各款に係る財源として、普通交付税を775万4,000円増額することについて

て、10月16日付で専決処分したものであり、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第169号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第170号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案の2件であります。これは一般職の期末手当の支給割合について、秋田県人事委員会の勧告に準じ、0.05か月分引き下げる改定を行い、またこれに伴い、特別職の期末手当の支給割合も0.05か月分引き下げるため、条例の一部を改正し、本年12月1日に施行しようとするものであります。

次に、議案第171号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは会計年度任用職員の給与改定の時期について、年度途中は行わず、翌年4月1日から適用させるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

会計年度任用職員の期末手当については、一般職の給与条例の規定を準用することになっておりますが、この条例改正により、本年12月1日ではなく、来年4月1日から準用の効力が発生することとなります。

これら3件の条例の一部改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第187号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款、15款、歳出2款であります。

歳入10款地方交付税では、歳出各款に係る一般財源分として、普通交付税351万6,000円を増額、15款県支出金では、石脇地区で試験運行を開始する、乗り逢い交通事業に対する県補助金を増額しようとするものであります。

歳出2款総務費では、地域包括支援センターが鶴舞会館へ移転することに伴う、ネットワーク構築業務委託料の追加と、歳入で触れました石脇地区の乗り逢い交通事業試験運行に対する補助金を措置しようとするものであります。

本補正予算は、いずれも早期の執行が必要であることから、本日議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、まとめの際に、委員より、試験運行の結果が本格運行の実施につながるのとこととであり、利用実績が上がるように、市からも事業の周知等を働きかけていただきたいとの声があったことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりましたのは、専決処分報告1件、補正予算案1件の計2件であります。

審査結果につきましては、お手元の審査報告書のとおりであります。その概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第18号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出4款及び10款であります。

4款衛生費1項保健衛生費では、火災により全焼した家屋について、所有者の状況や町内からの要望等より、総合的に判断し、市で行った解体撤去に係る委託料の追加、2項清掃費では、本荘清掃センターの不燃ごみ破砕機に係る修繕料の追加であります。

10款教育費では、東北第1代表として都市対抗野球大会に出場した、TDK硬式野球部に対する激励金の追加であります。

以上、御報告申し上げました専決処分報告につきましては、10月16日付で専決処分したものであり、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第187号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では15款及び20款、歳出では3款及び4款並びに債務負担行為であります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の検査について、無症状でも高齢者等の希望者が、費用の一部を負担することで受けられる検査の実施に伴い、15款県支出金で120万円、20款諸収入で116万4,000円を追加しようとするものであります。

歳出では、3款民生費で、地域包括支援センターの鶴舞会館移転に伴う修繕料の追加、4款衛生費では、さきに申し上げました新型コロナウイルス高齢者等検査事業に係る委託料を追加しようとするものであります。

また、債務負担行為では、新山小学校の普通教室及び特別支援教室に、レンタルによりエアコン機器を設置するため、令和2年度から令和4年度の期間、限度額3,300万円として追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算案につきましては、早期の対応が必要であることから、本日の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【産業経済常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当委員会に審査付託になりました案件は、予算案1件であります。

審査の結果は、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

議案第187号一般会計補正予算（第18号）において、当委員会が審査いたしましたのは、債務負担行為の追加であります。これは鳥海山観光シャトルバス運行管理委託事業の債務負担行為を令和2年度から4年度までの期間で、限度額800万円として追加しようとするものであります。

なお、この予算案は早期の執行が必要なことから、本日の議決を要するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【建設常任委員長（吉田朋子君）登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります
が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当常任委員会に審査付託になりましたのは、議案第
193号下水道事業会計補正予算（第3号）の1件であります。これは本荘地域の松ヶ
崎第1クリーンセンター機器修繕に係る債務負担行為を令和2年度から令和3年度ま
で、限度額331万1,000円に設定するものであります。

また、早期の対応が必要であることから、本日の議決を要するものであり、その提案
の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・議案についての討論、
採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと
思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思
いますので、御了承願います。

○議長（三浦秀雄君） 日程第8、報告第18号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分
報告を議題といたします。

総務及び教育民生の両常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第18号は、承認することに決
定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第9、議案第169号一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例案から、日程第11、議案第171号会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案の3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第169号から議案第171号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第12、議案第187号一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

総務、教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第187号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第13、議案第193号下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第193号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第14、議員提出議案の説明並びに質疑を行います。
議員発案第6号を上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男君。

【13番（伊藤順男君）登壇】

- 13番（伊藤順男君） 議員発案第6号由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、私から提案をさせていただきます。
この条例の一部改正案の背景には、毎年、秋田県人事委員会が地方公務員法の規定に基づき、県内民間給与水準との均衡の確保を基本として整備されてきた経緯があります。

前述の、いわゆる官民格差の実情等からは、新型コロナウイルスの感染拡大により民間事業所の給与等が下がっていることから、県職員の2020年度の一般職の期末・勤勉手当の月数を0.05か月分引下げ、給与水準を適切に反映する旨の勧告があったところであり

ます。
本市においても、県人事委員会勧告を尊重し、一般職等について0.05か月分を引き下げる条例案が、ただいま本議会に提出されて可決されたことを受けまして、特別職の議会議員も、これまでの慣例に従い、令和2年県人事委員会勧告を尊重し、既に配付しておりますが、議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の第1条、第2条の一部を改正するため、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、提案するものであります。御賛同いただきますようお願いを申し上げ、議員発案の説明といたします。

- 議長（三浦秀雄君） これにて、議員提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第6号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第6号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第15、議員発案第6号市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第6号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 以上をもって、本日の日程は、終了いたしました。

明12月1日から4日までは、議案調査のため休会、5日、6日は、休日のため休会、7日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、12月8日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時25分 散 会